

令和7年1月24日
京都市文化市民局
担当：くらし安全推進部
くらし安全推進課
電話：075-222-3193



京都市では、平成27年4月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、悪質な客引き行為等に対する指導や条例の周知・啓発のため各種取組を進めています。

この度、若年層をターゲットとした啓発を行うために、京都情報大学院大学協力のもと、啓発動画を制作しましたので、市内の駅や本市の YouTube（ユーチューブ）公式チャンネル「きょうと動画情報館」で配信します。

1 動画

学生視点のアイデアを基に、客引き行為等に関する注意喚起を行う、啓発動画1点を制作しました。

タイトル：客引きについていかないで！（縦型） 15秒

2 配信

(1) YouTube 京都市公式チャンネル（きょうと動画情報館）掲載

令和7年1月24日より配信開始

・京都市内で居酒屋選び～客引きは断って！～

(2) 各施設等のデジタルサイネージ（配信予定期間：3月初旬まで）

- ・ 地下鉄、鉄道駅
地下鉄四条駅、京都駅八条口夢テラス
- ・ 京都市役所
分庁舎（地下1階くらし安全推進課）

